

総務福祉常任委員会記録

招集年月日	令和4年9月8日(木)			
招集場所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開会 9月8日 午前10時00分			
	閉会 9月8日 午前10時29分			
出席委員	委員長 委員 " "	加藤大輔 松尾万葉香 田中まどか 山田一繁	副委員長 委員 " "	吉本新司 三木伸也 稲浦巖 森崎成喜
欠席委員	なし			
説明のため	総合政策部長	大野康行	政策秘書課長	樋口成男
出席した者の職氏名	主幹 (政策推進担当)	柳戸秀介		
	市政情報課長	関口秀昭	主査 (法規・情報公開担当)	大野健太郎
	主査	岡田竜彦		
	財政課長	滝沢淳	主幹 (施設管理担当)	清水寿
	管財課長	内藤好一	主幹 (財産管理担当)	浅野英幸
	総務部長	相磯剛啓	総務課長	高山知子
	主幹 (人事厚生担当)	長岡篤史	主査	小谷野徹
	危機管理課長	堀口喜由	主幹 (防災・消防担当)	吉野正晴
	主幹 (交通安全・防犯担当)	宮崎剛		
	税務課長	武藤勝	主幹 (市民税担当)	吉野修
	福祉子ども部長	荻野毅	生活福祉課長	堀口和子
	主幹 (地域福祉担当)	栗山秀晶		

	子育て応援課長	清野良仁	主幹 (子育て応援担当)	加藤恵造
	主幹 (保育担当)	須田幸知	主幹 (子育て総合支援センター担当)	須田和克
	健康推進部長	林政男	長寿いきがい課長	須田修司
	主幹 (高齢者支援担当)	米澤和成	主幹 (介護保険担当)	長谷川和則
	保険年金課長	西長武	主幹 (国民年金・医療費担当)	菊地誠治
	選挙管理委員会 事務局 会長	高山知子	主幹 (選挙担当)	長岡裕美
書記	事務局 長	梶山吉之	次長	吉田聡明
	主査	金子砂知子	主事 補	小山和也
付託事件	議案第49号 令和4年度日高市一般会計補正予算(第4号)			
	議案第50号 令和4年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)			
	議案第51号 令和4年度日高市介護保険特別会計補正予算(第1号)			
	議案第54号 日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第55号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例			
	議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例			
審査の経過				
(別紙のとおり)				

開 会 午前10時00分

○加藤委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で市長より提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略いたしたいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第54号 日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(選挙管理委員会事務局長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

再 開 午前10時00分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(な し)

○加藤委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第54号に対し、反対の方願います。

(な し)

○加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第54号 日高市議会議員及び日高市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議

題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時01分

再 開 午前10時01分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(な し)

○加藤委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第55号に対し、反対の方願います。

(な し)

○加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第55号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時02分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

田中委員。

- 田中委員 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

大変分かりづらい条文で、長いので、申し訳ないのですが、改正の内容について、ポイントを押さえて御説明いただければと思います。

- 加藤委員長 高山総務課長。

- 高山総務課長 議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての御質疑にお答えいたします。

このたびの改正は、主に3点の改正を行うものでございます。1点目といたしまして、非常勤職員の子の出生の日から57日以内における育児休業の取得要件の緩和でございます。現行は、1歳6か月に達する日までに任期が満了することが明らかでないことが要件となっておりますが、このたびの改正により、子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに任期が満了することが明らかでないことに取得要件が緩和されるものでございます。

2点目といたしまして、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業の取得の柔軟化でございます。現行は、1歳または1歳6か月到達日の翌日に限り、夫婦交代での取得が可能となっておりますが、このたびの改正により、期間の途中で夫婦交代取得が可能となるものでございます。

3点目といたしまして、育児休業の再度の取得における対象範囲の緩和でございます。現行は、非常勤職員のみ任期更新に伴い再度の育児休業が取得可能となっておりますが、このたびの改正により、任期を定めて採用した職員につきましても、任期更新に伴い再度の育児休業が取得可能となるものでございます。なお、3点目の再度の取得における対象範囲の緩和につきましては、現状の日高市では該当者はいないものとなっております。

以上です。

- 加藤委員長 田中委員。

- 田中委員 ちょっと再質疑をいたします。

改正のポイントの1点目の御説明に、取得要件として、子の出生の日から57日間の末日から6か月を経過する日までに任期が満了することが明らかでないことというふうにありましたが、確かに条例のほう、議案書の22ページの第3条の2に57日間という記載があるのですが、この57日間というのはどういう意味があるのか御説明ください。

- 加藤委員長 高山総務課長。

- 高山総務課長 お答えいたします。

57日とは、子の出生の日に産後休暇の8週間である56日を加えた日ということでございます。

- 加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○加藤委員長 質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第56号に対し、反対の方願います。

(な し)

○加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第56号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 令和4年度日高市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

初めに、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総務部長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時07分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

総務部関係について質疑を願います。

(な し)

○加藤委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (総合政策部長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時11分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

稲浦委員。

○稲浦委員 議案質疑日のときに質疑した太陽光禁止条例のあれに対して勝ったということで、弁護士に795万円近い金をお支払いするという説明と質疑はしたのですけれども、私が聞いたかったことをちょっとやめてしまったので、ここで聞くのですけれども、いろいろ、この条例に問題点があるので、結局、詳しい裁判結果の話を議員は誰も聞いていないのです。だから、その内容を聞いて、初めて弁護士に成功報酬というか、払えると思う。だから、そこら辺を1回検討できる時間を、払ってはいけないということを言っているわけではなくて、検討する時間をいただけないかと。そうしないと、議員は誰も、裁判記録をよく見ていけば、あるいは聞いていけば分かるのですけれども、聞いていないので分かっていないと思うので、どうなのでしょう。できない。

○加藤委員長 関口市政情報課長。

○関口市政情報課長 お答えいたします。

太陽光発電設備設置事業の権利確認等請求事件として提訴され、その訴訟事務を職員に代わって行っていただく委任としての費用でございます。判決が結審したため、支払うものでございます。

○加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

稲浦委員。

○稲浦委員 それは説明で、質疑日に聞いているのです。私聞いているのは、もう一回議会のほうと一緒に検討する時間をいただけないのかと、取らないのかということなのです。そうしないと、後で問題が起きると思う。それで、心配で聞いているのです。

○加藤委員長 関口市政情報課長。

○関口市政情報課長 お答えいたします。

この案件につきましては、令和2年11月20日に委託契約を締結いたしまして、11月30日に着手金をお支払いいたしました。それから、令和3年の第1回定例会に債務負担行為の議決をいただいております。それに基づいて報酬を支払うものでございます。

○加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

田中委員。

○田中委員 _____

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時14分

再 開 午前10時18分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中委員。

○田中委員 私のただいまの質疑は取り消させていただきます。

○加藤委員長 お諮りいたします。

ただいま田中委員より発言の取消しの申出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは、取消しを許可することといたします。

それでは、質疑に戻ります。

ほかに質疑はございませんか。

山田委員。

○山田委員 それでは、令和4年6月14日開催の全員協議会で、太陽光発電設備設置事業の権利確認等請求事件についての報告がありました。その説明の内容で、判決内容として訴訟費用は原告らの負担とするというふうに文書でも説明いただきましたが、弁護士費用というのを、ちょっと経験がないのでよく分からないのですが、弁護士費用について、これは原告側が持つものではないのでしょうか。請求できないのでしょうか。

○加藤委員長 関口市政情報課長。

○関口市政情報課長 お答えいたします。

判決の中に、訴訟費用は原告らの負担とありますが、この訴訟費用には弁護士費用は含まれておりません。したがって、弁護士費用は市が負担することになります。

○加藤委員長 山田委員。

○山田委員 確認です。あくまでも弁護士費用ということで、この金額が掲示されているということですね。

○加藤委員長 関口市政情報課長。

○関口市政情報課長 お答えいたします。

山田委員おっしゃるとおり、こちらについては弁護士費用、それから弁護活動に直接要した費用について負担するものでございます。

○加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○加藤委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 次に、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(福祉子ども部長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時21分

再 開 午前10時22分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

田中委員。

○田中委員 予算書の14ページ、学童保育室維持管理事業について伺います。

ここに学童保育室施設工事の増額がございます。この内容についてお伺いいたします。

もう一点、その下の公立保育所保育運営事業について伺います。庁用備品が増額となっております。これについても、内容をお伺いいたします。

○加藤委員長 清野子育て応援課長。

○清野子育て応援課長 お答えいたします。

1点目の学童保育室維持管理事業の学童保育室施設工事につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業といたしまして、高麗川学童保育室内の和式トイレ1基、これの洋式化工事を実施するものでございます。

続きまして、2点目の公立保育所保育運営事業の庁用備品につきましては、高麗川保育所及び高麗保育所におきまして、給食で使用します食器の消毒保管庫が老朽化しているものですから、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、その入替えを行うものでございます。

なお、いずれにつきましても、財源は国庫補助金及び県の補助金をそれぞれ3分の1ずつ活用して実施するものでございます。

以上です。

○加藤委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○加藤委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 次に、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時24分

再 開 午前10時24分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進部関係について質疑を願います。

(な し)

○加藤委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第49号に対し、反対の方願います。

(な し)

○加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第49号 令和4年度日高市一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和4年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時26分

再 開 午前10時26分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(な し)

○加藤委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第50号に対し、反対の方願います。

(なし)

○加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第50号 令和4年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 令和4年度日高市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時28分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(なし)

○加藤委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○加藤委員長 これより討論に入ります。

議案第51号に対し、反対の方願います。

(なし)

○加藤委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第51号 令和4年度日高市介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時29分

総務福祉常任委員会

委員長 加 藤 大 輔